

令和8年度大気汚染防止夏期対策の実施について

光化学オキシダントの高濃度汚染による人や農作物への被害を未然に防止するため、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき「大気汚染防止夏期対策本部」を設置し、次のとおり、監視体制の強化等の対策を実施する。

記

1 対策期間

令和8年5月10日（日）～9月10日（木）

2 対策本部の構成

本部長（副知事）、副本部長（環境文化部長）、本部員（庁内関係15課長）

3 対策の内容

対策期間においては、下記(1)～(3)を重点実施((4)～(6)は対策期間に関わらず実施)

(1) 監視・情報収集体制の強化

ア 休日にも職員を配備し、監視体制を強化する。

イ 関係機関との連携を密に図り、健康被害等の情報収集体制を一層強化する。

(2) 大気汚染物質排出削減等の啓発

アイドリングストップやエコドライブの遵守・励行について、県民に広く啓発する。

(3) 健康被害等の未然防止のための啓発

注意報等の発令情報を迅速に周知するためのメール配信サービスへの登録について、広報紙、ラジオ放送、ホームページ等により県民に呼びかける。

(4) オキシダント注意報等の発令

下表の基準に基づき、オキシダント情報・注意報等を発令する。

(発令基準)

区分	発令権限	発令基準	備考
情報	市町村長	0.1 ppm	気象条件からみて継続するおそれがある場合
注意報	知事	0.12ppm	気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
警報1		0.24ppm	
警報2		0.4 ppm	

(5) 発生源対策

注意報等の発令時には、緊急時協力工場に対し、窒素酸化物の排出量の削減及び炭化水素・揮発性有機化合物の排出を伴う作業の一時中止を要請する。

(6) 県民への発令情報の提供

ア 発令情報を学校・福祉施設等に連絡する。

イ メール配信サービス、道路情報表示装置、テレビのテロップ放送、ラジオ放送等により県民に周知する。

4 市町村における対応

県に準じて対策を実施するほか、注意報等の発令・解除時や被害発生時の連絡を的確に行う。